

新型コロナウイルス感染拡大防止のための山梨県における 緊急事態措置の終了及び今後の協力要請について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言について、令和 2 年 5 月 14 日に実施区域から山梨県が解除されたことを受け、同日をもって、本県において実施してきた緊急事態措置を終了いたします。

今後につきましては、新型コロナウイルスの感染が依然として散発的に確認されるなど、引き続き、感染の拡大防止を図る必要があることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づき、5 月 15 日から 5 月 31 日までの間、次に掲げる感染拡大防止対策への協力を要請いたします。

なお、今回の協力要請の期間や内容については、今後の県内の感染状況等により変更する場合があります。

感染の拡大防止に向け、全ての県民の皆様、全ての施設・事業者等の皆様に、特段の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 5 月 14 日
(令和 2 年 5 月 20 日改訂)

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 県民の皆様へ

- (1) 日常生活を営むに当たり、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染対策を徹底するよう協力を要請します。
- (2) 人混みへの外出、密閉・密集・密接の「三つの密」のある場への外出、別紙 1 に掲げる休業等の協力要請を行う施設への外出を自粛するよう協力を要請します。
- (3) やむを得ない事情がある場合を除き、旅行や帰省など、特定警戒都道府県及び特定都道府県への移動を自粛するよう協力を要請します。また、特定警戒都道府県及び特定都道府県の在住者に対しても、日帰り・宿泊を問わず、観光・レジャーなどのために本県へ来訪しないよう協力を要請します。

2 事業者の皆様へ

- (1) 県内に所在する対象施設（別紙1）の管理者及びイベント等の主催者に対し、施設の使用停止又は催物の開催停止の協力を要請します。
- (2) 上記の協力要請は、協力要請期間中においても、各業界団体等の作成する感染拡大予防ガイドラインが県が別途示す基準に適合し、これを適切に遵守する別紙2に掲げる施設等については、使用停止等の協力要請を個別に解除します。この場合であっても、個々の施設において感染が確認された場合、若しくは、感染防止対策が徹底されていないことが確認された場合においては、改めて当該施設に対して休業等の協力要請を行います。
- (3) その他適切な感染防止対策の徹底の協力を要請する施設（別紙3）の管理者に対しては、特に徹底が必要な内容への協力を要請します。
- (4) 全ての施設・事業所等において、適切な感染防止対策（別紙4）を講じるとともに、人との接触の機会を削減するための配慮や工夫を講じるよう協力を要請します。
- (5) なお、別紙2、別紙3に掲げる施設等における全国的かつ大規模なイベント等の開催（目安は下記※参照）については、感染拡大のリスクへの対応が整わない場合には中止又は延期するよう協力を要請します。また、イベント等を開催する場合には、別紙5に留意の上、感染防止対策を徹底するよう協力を要請します。

※ 当面、屋内であれば100人以下かつ収容定員の半分以下の参加人数とすること、屋外であれば200人以下かつ人と人の距離（できるだけ2m）を十分に確保できること。

別紙1 休業等の協力要請を行う施設

施設の種類	内訳	協力要請内容
劇場等	劇場、映画館、プラネタリウム 等	施設の使用停止及び催物の開催停止の協力要請 ○上記の協力要請は、協力要請期間中においても、各業界団体等の作成する感染拡大予防ガイドラインが県が別途示す基準に適合し、これを適切に遵守する別紙2に掲げる施設等については、使用停止等の協力要請を個別に解除する
集会・展示施設	集会場、展示場、貸会議室 等	
大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
運動施設（屋内）	フィットネスクラブ、体育館、武道場 等 ※ 屋外施設は対象外とする。	
遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場、テーマパーク 等	
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー・スナック（接待又はカラオケを伴うものに限る。）、個室付浴場業に係る公衆浴場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	
学習塾等	学習塾、英会話教室、音楽教室 等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	

別紙2 休業等の協力要請を個別に解除した施設

※令和2年5月19日時点（5月20日解除分まで）

施設の種類	内訳	施設名称等	解除日
遊技施設	パチンコ屋	D A I M A R U甲府本店(甲府市中央 4-3-5)	令和2年 5月12日
遊技施設	パチンコ屋	P I A 1000 K O K U S A I (甲府市徳行 3-1282-1)	
遊技施設	パチンコ屋	オ ー シ ャ ン 甲 府 中 央 店(甲府市中央 1-9-1)	
遊技施設	パチンコ屋	ノルンスロットプラザ甲府店(甲府市徳行 4-12-5)	
遊技施設	パチンコ屋	A B C甲府アルプス通り店(中巨摩郡昭和町清水新居 79)	
遊技施設	パチンコ屋	A B C甲府上阿原店(甲府市上阿原 425)	
遊技施設	パチンコ屋	A B C甲府国母店(甲府市国母 6-1-1)	
遊技施設	パチンコ屋	A B C甲府昭和通り店(中巨摩郡昭和町飯喰 1351-1)	
遊技施設	パチンコ屋	D A I M A R U大里店(甲府市宮原町 226-2)	
遊技施設	パチンコ屋	K O K U S A I 5 3 0 K O K U S A I (中央市西花輪 3054-1)	
遊技施設	パチンコ屋	トランプトランプ(中巨摩郡昭和町清水新居 1-4)	
遊技施設	パチンコ屋	ニチエイ国母バイパス店(甲府市国母 7-12-43)	
遊技施設	パチンコ屋	ニューアサヒ甲府昭和店(中巨摩郡昭和町清水新居 161-1)	
遊技施設	パチンコ屋	ニューアサヒ甲府南店(甲府市上今井町 1112-1)	
遊技施設	パチンコ屋	ニューダイヤ∞(甲府市住吉 5-2-7)	
遊技施設	パチンコ屋	ニューパレス(甲府市朝気 3-15-8)	
遊技施設	パチンコ屋	ノルンプラザ 田 富 店(中央市山之神 3633-1)	
遊技施設	パチンコ屋	やすみ時間甲府青葉店(甲府市青葉町 11-32)	
遊技施設	パチンコ屋	マルハン甲府店(甲府市国母 8-20-10)	
遊技施設	パチンコ屋	A B C甲斐敷島店(甲斐市中下条 2012-1)	
遊技施設	パチンコ屋	A B C韮崎竜岡店(韮崎市龍岡町若尾新田 833-1)	
遊技施設	パチンコ屋	D A I M A R U竜王店(甲斐市竜王 1238)	
遊技施設	パチンコ屋	ダイナム山梨韮崎店(韮崎市栄 1-8-30)	
遊技施設	パチンコ屋	タイホー双葉(甲斐市下今井 2948-4)	
遊技施設	パチンコ屋	ニューダイヤパートⅢ(甲斐市大下条 631)	
遊技施設	パチンコ屋	ニューダイヤ竜王店(甲斐市富竹新田 1925-1)	
遊技施設	パチンコ屋	マルハン韮崎店(韮崎市若宮 2-13-5)	
遊技施設	パチンコ屋	オーシャン高根店(北杜市高根町箕輪新町 1763-4)	
遊技施設	パチンコ屋	オーシャン長坂店(北杜市長坂町大八田 3827-1)	
遊技施設	パチンコ屋	D A I M A R U南アルプス店(南アルプス市西南湖 390)	
遊技施設	パチンコ屋	ザ720 K O K U S A I (南アルプス市和泉 963-2)	
遊技施設	パチンコ屋	ダイナム山梨南アルプス店(南アルプス市桃園 1070-1)	
遊技施設	パチンコ屋	マルハン南アルプス店(南アルプス市下今井 311-2)	
遊技施設	パチンコ屋	プレイゾーン白鳳(南巨摩郡身延町飯富 2058)	

施設の種類	内訳	施設名称等	解除日
遊技施設	パチンコ屋	A B C 笛吹石和店(笛吹市石和町松本 637-1)	令和 2 年 5 月 12 日
遊技施設	パチンコ屋	D A I M A R U 石和店(笛吹市石和町窪中島 587-15)	
遊技施設	パチンコ屋	G E T S (笛吹市一宮町東原 304-1)	
遊技施設	パチンコ屋	ダイナム山梨笛吹店(笛吹市石和町今井 201)	
遊技施設	パチンコ屋	チャンピオン フォレスト(笛吹市石和町窪中島 587-19)	
遊技施設	パチンコ屋	マルハン石和店(笛吹市石和町唐柏 1045)	
遊技施設	パチンコ屋	オーシャン(甲州市塩山下於曾 1338-1)	
遊技施設	パチンコ屋	ダイマル(甲州市塩山熊野 70-1)	
遊技施設	パチンコ屋	ニ ュ ー ダ イ ヤ 塩 山 店(甲州市塩山下塩後 538-1)	
遊技施設	パチンコ屋	ニ ュ ー ダ イ ヤ 山 梨 店(山梨市南 1183)	
遊技施設	パチンコ屋	A K A S A K A (富士吉田市新倉 2681-1)	
遊技施設	パチンコ屋	D A I M A R U 富士吉田店(富士吉田市下吉田 9-41-20)	
遊技施設	パチンコ屋	W O N D E R A K A S A K A (富士吉田市下吉田 9-30-5)	
遊技施設	パチンコ屋	寿楽忍野店(南都留郡忍野村内野 244)	
遊技施設	パチンコ屋	N o . 1 富 士 吉 田 店(富士吉田市松山 1595)	
遊技施設	パチンコ屋	パ ー ラ ー ・ ラ ッ キ ー (富士吉田市大明見 2-22-34)	
遊技施設	パチンコ屋	ビクトリー(富士吉田市中曽根 1-1-18)	
遊技施設	パチンコ屋	やすみ時間富士吉田店(富士吉田市松山 1218)	
遊技施設	パチンコ屋	D A I M A R U 田野倉店(都留市田野倉 146-1)	
遊技施設	パチンコ屋	グランドチャンピオン(都留市田野倉神出 257-1)	
遊技施設	パチンコ屋	寿楽田野倉店(都留市田野倉 958-1)	
遊技施設	パチンコ屋	デルダス都留店(都留市田原 2-15-8)	
遊技施設	パチンコ屋	パーラーチャンピオン(大月市駒橋 3-3-20)	
遊技施設	パチンコ屋	パーラーワールドチャンピオン(都留市法能 696)	
遊技施設	パチンコ屋	オーシャン上野原店(上野原市上野原 2091-1)	
遊技施設	パチンコ屋	スバルセンター(上野原市松留 12-2)	
運動施設	フィットネスジム	T-MARC (甲斐市西八幡 1 7 0 7 - 5)	令和 2 年 5 月 13 日
運動施設	スイミング	フィッツスポーツクラブ竜王 (甲斐市玉川 1 8 1)	
運動施設	スイミング	フィッツスポーツクラブ甲府 (甲府市湯村 3-13-6)	
運動施設	スイミング	フィッツスポーツクラブ青葉 (甲府市青葉 9 - 1 2)	
運動施設	スイミング	ブルーアース甲府 (甲府市大里 1 0 4 0 - 1)	
運動施設	スイミング	ブルーアース敷島 (甲斐市大下条 7 5 0 - 1)	
運動施設	スイミング	ブルーアース甲西 (南アルプス市東南湖 1 0 9 5)	
運動施設	スイミング	ブルーアース石和 (笛吹市石和町四日市場 1 8 2 5)	
運動施設	スイミング	ブルーアース山梨 (山梨市鴨井寺 5 6 1)	
運動施設	スイミング	ブルーアース櫛形 (南アルプス市小笠原 1 3 1 1)	

施設の種類	内訳	施設名称等	解除日
運動施設	スイミング	ブルーアーススポーツスパ（昭和町清水新居 1089-1）	令和2年 5月13日
運動施設	スイミング	フジヤマスイミングスクール（富士吉田市上暮地 2-4-16）	
運動施設	スイミング	なかだてスイミングスクール（甲府市相生 3-7-11）	
運動施設	スイミング	スポーツ1 塩山（甲州市下塩後 227）	
運動施設	スイミング	スポーツ1 富士吉田（富士吉田市新西原 2-14-12）	
運動施設	ボウリング場	ダイトースターレーン双葉（甲斐市下今井 3681-1）	
運動施設	ボウリング場	大丸パークレーンズ（中央市下河東 3053-1 イオンタウン中央東）	
運動施設	ボウリング場	スポーツコスモボウル（南アルプス市小笠原 1224-10）	
運動施設	ボウリング場	都留ファミリーボウル（都留市上谷 6-7-13）	
遊技施設	ゲームセンター	プレイタウンパル富士吉田店（富士吉田市新西原 4-12-15）	
学習塾等	自動車教習所	岳麓自動車教習所（富士吉田市上吉田 4853-1）	
学習塾等	自動車教習所	葦崎自動車教習所（葦崎市中島二丁目 8-73）	
学習塾等	自動車教習所	峡南自動車教習所（南巨摩郡富士川町最勝寺 1538）	
学習塾等	自動車教習所	湯村自動車学校（甲府市塩部二丁目 2-15）	
学習塾等	自動車教習所	南部自動車教習所（南巨摩郡南部町内船 8900）	
大規模集客施設等	店舗	山梨県地場産業センター（甲府市東光寺 3丁目 13-25）	令和2年 5月14日
運動施設	フィットネスジム	ダンススタジオリサグラシアス（甲府市下小河原町 279-1）	
運動施設	スイミング・フィットネスジム	コア・スポーツプラザ（富士吉田市上吉田東 2-3-11）	令和2年 5月15日
運動施設	フィットネスジム	歩楽ふうが甲府上今井（甲府市上今井町 681-12）	
運動施設	フィットネスジム	（株）ピープル（甲斐市富竹新田 1635-1）	
運動施設	フィットネスジム	ブルーアース スポーツ・スパ店（中巨摩郡昭和町清水新居 1089-1）	
運動施設	フィットネスジム	ブルーアース 敷島店（甲斐市大下条 750-1）	
運動施設	フィットネスジム	ブルーアース 楡形店（南アルプス市小笠原 1311）	
運動施設	フィットネスジム	ブルーアース 石和店（笛吹市石和町四日市場 1825）	
運動施設	フィットネスジム	ブルーアース 山梨店（山梨市鴨居寺 561）	
運動施設	フィットネスジム	ブルーアース 富士河口湖店（南巨摩郡富士河口湖町船津 5540）	
運動施設	フィットネスジム	MY-BODY 山梨中央店（中央市下河東 3053-1）	
運動施設	フィットネスジム	MY-BODY 甲斐竜王店（甲斐市富竹新田 1714-1）	
運動施設	フィットネスジム	MY-BODY 富士川店（南巨摩郡富士川町青柳町 973-1）	
学習塾等	学習塾	株式会社サンキョー（甲斐ゼミナール・甲斐大学予備校） （甲府市武田 1-2-19）	
大規模集客施設等	ショッピングモール	イオンモール甲府昭和（中巨摩郡昭和町飯喰 1505-1）	
大規模集客施設等	百貨店	岡島百貨店（甲府市丸の内一丁目 21番 15号）	
運動施設	クライミングジム	クライミングジム・ピラニア 南アルプス店 （南アルプス市十五所 715-1）	
運動施設	クライミングジム	クライミングジム・ピラニア 富士吉田店 （富士吉田市上吉田 4235-1）	

施設の種類	内訳	施設名称等	解除日
運動施設	クライミングジム	クライミングジム・ピラニア 石和店 (笛吹市石和町井戸 336-2)	令和2年 5月16日
遊技施設	フィットネス/スイミング	天然温泉付フィットネスクラブ Well 21 (甲府市大里町 1490-3)	
遊技施設	フィットネス/スイミング	ホリデイスポーツクラブ甲府 (甲府市飯田 3-4-26)	
遊技施設	スイミング	ブルーアース 富士河口湖店(南都留郡富士河口湖町船津 5540)	
運動施設	フィットネスクラブ	フジヨシダヤマイチススポーツクラブ (富士吉田市上暮地 2-4-16)	令和2年 5月17日
運動施設	フィットネスクラブ	フィッツスポーツクラブ竜王 (甲斐市玉川 1 8 1)	
運動施設	フィットネスクラブ	フィッツスポーツクラブ甲府 (甲府市湯村 3 - 1 3 - 6)	
運動施設	フィットネスクラブ	フィッツスポーツクラブ青葉 (甲府市青葉町 9 - 1 2)	
運動施設	フィットネスクラブ	青葉スポーツガーデン (甲府市青葉町 8 - 4 0)	
運動施設	フィットネスクラブ	サイボディ響ヶ丘店 (甲斐市龍地 3 6 4 9 - 1 - 2)	
運動施設	フィットネスクラブ	サイボディ昭和店 (中巨摩郡昭和町飯喰 1 1 2 8 - 3)	
運動施設	フィットネス/スイミング	メディカルフィットネス ブラーナ (都留市四日市場 1 8 8)	
運動施設/ 遊技施設	ボウリング場/ゲームセンター	ラウンドワン山梨石和店 (笛吹市石和町広瀬 737-1) ※カラオケ部分は除く	
遊技施設	ゲームセンター	ゲームパニック甲府店(甲府市国母 5 - 2 0 - 2 4)	
運動施設	フィットネスクラブ	StretchStudio リアライメント (甲府市富竹 1-12-3)	令和2年 5月18日
運動施設	フィットネスクラブ	エニタイムフィットネス甲府国母店 (甲府市国母 1-21-13)	
運動施設	フィットネスクラブ	中楯スポーツセンター (甲府市相生 3-7-11)	
大規模集客施設等	駅ビル	セレオ甲府 (甲府市丸の内 1-1-8)	令和2年 5月19日
集会・展示施設	貸会議室	山梨県立国際交流センター (甲府市飯田 2-2-3)	令和2年 5月20日
運動施設	フィットネスクラブ	コンディショニング&フィットネスライズ(甲府市大里町 4144-4)	
運動施設	フィットネスクラブ	メディコス (南アルプス市桃園 1717-1)	
運動施設	スイミング	白根 B & G 海洋センター (南アルプス市百々 3468-65)	
遊技施設	ゲームセンター/ 室内遊園地	ラザウォーク甲斐双葉アミューズメント棟 (甲斐市志田字柿木 616-1)	

※個別に解除された時点で、施設名称等を県のホームページに追加で公表します。

※上記の施設において感染が確認された場合、若しくは、感染防止対策が徹底されていないことが確認された場合においては、改めて当該施設に対して休業等の協力要請を行います。

別紙3 その他適切な感染防止対策の徹底の協力を要請する施設

施設の種類	内訳	別紙4「適切な感染防止対策」に加えて特に協力要請を行う内容等
医療施設	病院、診療所、薬局 等	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・家にいることが可能な保護者等に登園や利用の自粛を要請 ・必要な保育等を確保した上で、消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を要請
	高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するサービスを提供する全ての施設 等	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を要請
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット、ショッピングモールにおける生活必需物資売場 等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保等を要請 ・消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を要請 ・レジ等での対面接客時における距離の確保やパーティション設置等を要請
食事提供施設	飲食店（居酒屋、接待及びカラオケを伴わないバー・スナックを含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の入場制限、座席の間隔を空ける工夫等を要請 ・消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を要請
住宅・宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿、別荘、サービス付き高齢者向け住宅 等	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を要請 ・利用者の不要不急の外出自粛の呼びかけを要請
博物館等	博物館、美術館、図書館 等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の入場制限、利用者間の距離の確保等を要請 ・消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を要請
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、物流サービス（宅配等） 等	<ul style="list-style-type: none"> ・換気の徹底等を要請

施設の種類	内訳	別紙4「適切な感染防止対策」に加えて特に協力要請を行う内容等
工場等	工場、作業場 等	・換気の徹底、作業者間の距離の確保等の協力を要請
金融機関等・官公署等	銀行、証券会社、保険、官公署、事務所等	・テレワークの一層の推進等を要請
入浴施設	銭湯、温泉施設 等	・利用者の入場制限、消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等の協力を要請
葬儀施設	葬儀場、火葬場	・利用者の入場制限、利用者間の距離の確保等の協力を要請
運動施設 (屋外)	陸上競技場、球技場、ゴルフ場 等	・利用者の入場制限、利用者間の距離の確保等の協力を要請 ・施設のうち屋内部分については、使用停止等の感染防止対策の徹底の協力を要請
観光施設等	キャンプ場、登山道、山小屋、観光施設及びこれに付随する物産販売店や駐車場、観光果実園 等	・利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や利用者間の距離の確保等の協力を要請 ・消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等の協力を要請
文化施設等	天然記念物、有形文化財、史跡、無形民俗文化財 等	・利用者の入場制限、利用者間の距離の確保等の協力を要請
その他	メディア、質屋、獣医、理美容、ランドリー 等	・換気の徹底、利用者間の距離の確保等の協力を要請

別紙4 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状^(※)がある従業員の出勤を停止 (ア) 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状
	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状^(※)がある来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	<ul style="list-style-type: none"> ・換気を行う (可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	<ul style="list-style-type: none"> ・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者のマスク着用、入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	<ul style="list-style-type: none"> ・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

別紙5 イベント等の開催時における留意事項

- 1 適切な感染防止対策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）を講ずること。
- 2 イベント等そのものを感染拡大のリスクの低い場で行う場合であっても、イベント等の前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等はこうした交流等を極力控えることを呼びかけること。
- 3 イベント等の形態や場所によっては感染拡大のリスクが異なることに十分留意し、例えば、ライブハウスやナイトクラブなど、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、参加人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。
- 4 また、イベントの主催者等は、参加者名簿作成による連絡先等の把握や、特定警戒都道府県などからの参加の制限など、感染の拡大防止への取り組みを行うこと。